

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p style="text-align: center;">募集等に係る株式等の<u>お客様</u>への配分に係る基本方針</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 11 月 <u>01</u> 日 <u>制定</u><br/>平成 <u>31</u> 年 <u>02</u> 月 <u>01</u> 日 <u>改訂</u><br/>株式会社 DMM.com 証券</p> <p>1. 当社は、<u>株式等の募集もしくは売出しの取扱いまたは売出し（以下、「募集等」といいます。）を行うに際し、あらかじめお客様の需要動向の把握に努め、「適合性の原則」に留意して適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。</u></p> <p>2. <u>当社は、機関投資家への配分数量および従業員持株会等への拠出株数を除いた数量（以下、「配分予定単元数」といいます。）について、需要申告をされた法人および個人のお客様を対象に配分を行います。</u></p> <p>3. 当社は、募集等に係る株式等の配分を<u>以下のとおり</u>行います。</p> | <p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p style="text-align: center;">募集等に係る株式等の<u>顧客</u>への配分に係る基本方針</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 11 月 1 日<br/><br/>株式会社 DMM.com 証券</p> <p>1.当社は、募集（日本証券業協会「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則</u>」（以下「<u>配分規則</u>」）といいます。）第1条に規定する「<u>募集</u>」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「<u>売出し</u>」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「<u>募集等</u>」）といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、<u>お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。</u></p> <p>2. <u>株式等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。</u></p> <p>3.当社では、<u>次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要へ</u></p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(1) 新規公開株式の場合</p> <p>新規公開株式の配分は、次の方法で行います。なお、公開価格の決定にあたり、ブックビルディング方式を採用した場合は、ブックビルディング期間中に行われた需要申告についても、配分の申込が行われたものとして取扱います。</p> <p>A) 抽選による配分</p> <p>① 配分の機会を公平に提供するため、需要申告をされたお客様全員を対象に、その100%を抽選いたします。</p> <p>② 抽選は、コンピューターにより、発行価格決定日に当社が行います。ただし、委託販売団等から割当てを受けた銘柄につきましては、委託販売団等から割当てを受けた日から発行価格決定日までのいずれかの日に行います。抽選日につきましては、当社ホームページに掲載する他、当社カスタマーサポートにてお問い合わせいただけます。</p> <p>③ 抽選の結果、当選されなかったお客様につきましては、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選の方法によ</p> | <p><u>の参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。</u></p> <p>(1) 新規公開株の場合</p> <p><u>新規公開株のお客様（機関投資家を除く法人のお客様を含みます。以下同じ。）への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として当社配分株数の全株を抽選により配分先を決定いたします。</u></p> <p>新規公開株の抽選は、次の要領で行います。</p> <p>① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みを対象に、抽選日（発行価格決定日の当社配分株数決定後）に当社が行います。この場合、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様への当選数量は一単元株としております。</p> <p>② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告に番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。</p> <p>③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申し込みの効力はなくなったものとみなし、抽選<u>以外</u>の方法により決定する配分先の対</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>り決定する配分先の対象となることはありません。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④ 抽選は、次の場合にはその割合を引き下げること、<u>または</u>抽選による配分を採用しない、<u>もしくは</u>中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックビルディングの需要申告件数が<u>配分予定単元数を上回らない場合</u></li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選を行う数量が5単元に満たない場合</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他社会的状況等により当社がやむをえないと判断した場合</li> </ul> <p><u>B)</u> 抽選によらない配分</p> <p>お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。</p> <p>(① ~ ③ 省略)</p> <p><u>なお、当社が抽選以外の方法により新規公開株式の配分を行う場</u></p> | <p>象となることはありません。</p> <p>④ <u>抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話又は電子メール等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。</u></p> <p>⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめ御了承下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. <u>ブックビルディングの需要が積み上がらない場合</u></li> <li>ロ. <u>個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合</u></li> <li>ハ. <u>抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合</u></li> <li>ニ. 抽選を行う数量が5単元に満たない場合</li> <li>ホ. <u>機関投資家への配分予定数量を設けた場合</u></li> <li>ヘ. その他社会的状況等により当社がやむをえないと判断した場合</li> </ul> <p>(2) <u>新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。</u></p> <p>(① ~ ③ 省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><u>合、過度な集中配分および不公正な配分は行わないこととし、原則として、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と抽選以外の方法による配分の一顧客当たりの平均数量の格差を10倍以内に留め、一顧客当たりの配分上限数量を10単元までとします。また、前回配分を行った時から3ヶ月以上経過しているお客様へ優先して配分するものとします。</u></p> <p><u>C) 結果のお知らせ</u></p> <p><u>当選の旨および払い込みの要領を電子メール等でお知らせします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。</u></p> <p>(2) <u>新規公開株式以外の場合</u></p> <p><u>新規公開株式以外の配分は、抽選を行わず、需要申告されたお客様を対象に、お客様のニーズを勘案し、「適合性の原則」に留意して、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう適切に行います。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) <u>新規公開株以外の場合</u></p> <p><u>株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分及び既公開株等の配分(以下、「その他の配分」といいます。)につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。</u></p> <p>4.当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないように配分を行うこととしております。抽選による配分の一顧客当たりの平均数量の10倍程度を上限の目安に配分を行います。</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><u>(削除)</u></p> <p>4. 需要申告および配分のお申込みは、<u>お電話もしくはインターネットを通じて受け付けいたします。</u></p> <p>5. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領につきましては、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書<u>および</u>目論見書に記載されます。また、<u>これらの要領につきましては、当社ホームページに掲載する他、当社カスタマーサポートにてお問い合わせいただけます。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。(新規公開株式の抽選による場合については、3. (1) ①を参照。)ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。</p> <p>6. 需要申告<u>及び</u>配分の<u>申込み</u>は、<u>お取引店舗において書面にて受け付けます。(新規公開株式の抽選による場合については、3. (1) ①を参照。)</u></p> <p>7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書<u>及び</u>目論見書に記載されます。また、<u>これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ及び営業部店の店頭においてお知らせいたします。</u></p> <p>8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>6. 当社は、お客様の損失を補填し、または利益を追加する目的での配分を行わない等、法令諸規則を遵守することはもとより、次に掲げる者への配分は行わないことといたします。</p> <p>① 発行会社が指定する者</p> <p>② 当社の役職員</p> <p>③ 当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者</p> <p>④ 反社会的勢力</p> <p>⑤ 発行会社の特別利害関係者等</p> <p>⑥ 公募増資発表後、発行価格決定までの間に空売りをを行い、当該ポジションが発行価格決定時点で解消されていないお客様<br/>なお、需要申告がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告はお受けいたしません。</p> <p>7. <u>株式</u>等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき且本証券業協会「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則</u>」に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した<u>株式</u>等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、<u>株式</u>等の発行会社に提供いたします。</p> <p>8. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。</p> | <p>9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめるもの、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株式の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株式の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規程に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。</p> <p>10. <u>株券</u>等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、<u>配分規則</u>に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した<u>株券</u>等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、<u>株券</u>等の発行会社に提供いたします。</p> <p>11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p>第 1 条～第 5 条（省略）</p> <p>第 6 条（口座開設及び本サービスの利用）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. （省略）</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>(1)～(9) （省略）</p> <p>(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、本約款等、取引残高報告書、<u>目論見書</u>、その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(11)～(15) （省略）</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>(1)～(8) （省略）</p> <p>(9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、本約款等、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面、<u>目論見書</u>、その他</p> | <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p>第 1 条～第 5 条（省略）</p> <p>第 6 条（口座開設及び本サービスの利用）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. （省略）</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>(1)～(9) （省略）</p> <p>(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、本約款等、取引残高報告書、その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p>(11)～(15) （省略）</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>(1)～(8) （省略）</p> <p>(9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、本約款等、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面その他法令規則上交</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>第7条～第37条 (省略)</p> <p>第38条 (電子交付)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。<br/> <u>イ) 当社の使用に係る電子計算機とお客様の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項を送信し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法 (府令第56条第1項第1号イに規定される方法)。</u><br/> <u>ロ) (省略)</u><br/> <u>ハ) (省略)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>第1条 (省略)</p> | <p>付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>第7条～第37条 (省略)</p> <p>第38条 (電子交付)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。<br/> <u>(新設)</u></p> <p><u>イ) (省略)</u><br/> <u>ロ) (省略)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>第1条 (省略)</p> |



| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第2条（保護預り証券）</p> <p>1. 当社は、金融商品取引法当社は、金融商品取引法（以下、「金融商品取引法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる有価証券を、本約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等は</u>当社の都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>第3条～第15条 （省略）</p> <p>第16条（解約）</p> <p>1. 次に掲げる場合は、保護預りに係る契約は解約されます。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) <u>（削除）</u></p> <p><b>(4)</b> お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><b>(5)</b> お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><b>(6)</b> お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p><b>(7)</b> お客様が、「証券取引約款」第47条（解約）に定める事由に該当した場合。</p> <p><b>(8)</b> 前号各号の他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合</p> | <p>第2条（保護預り証券）</p> <p>1. 当社は、金融商品取引法当社は、金融商品取引法（以下、「金融商品取引法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる有価証券を、本約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも当社の都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>第3条～第15条 （省略）</p> <p>第16条（解約）</p> <p>1. 次に掲げる場合は、保護預りに係る契約は解約されます。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) <u>第21条に定める本約款の変更にお客様が同意されない場合。</u></p> <p><b>(5)</b> お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><b>(6)</b> お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><b>(7)</b> お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p><b>(8)</b> お客様が、「証券取引約款」第47条（解約）に定める事由に該当した場合。</p> <p><b>(9)</b> 前号各号の他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(以下、省略)</p> <p><u>平成 31 年 2 月 1 日 改訂</u></p> <p>外国証券取引口座約款</p> <p>第 1 条～第 30 条 (省略)</p> <p>第 31 条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、外国証券取引に係る契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様が当社所定の手続きにより、解約の申入れをされた場合。</p> <p>(2) お客様が法令等又は本約款の条項の一に違反した場合。</p> <p>(3) <u>(削除)</u></p> <p><b>(3)</b> お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><b>(4)</b> お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><b>(5)</b> お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> | <p>(以下、省略)</p> <p>外国証券取引口座約款</p> <p>第 1 条～第 30 条 (省略)</p> <p>第 31 条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、外国証券取引に係る契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様が当社所定の手続きにより、解約の申入れをされた場合。</p> <p>(2) お客様が法令等又は本約款の条項の一に違反した場合。</p> <p>(3) <u>第 34 条に定める本約款の変更にお客様が同意しない場合。</u></p> <p><b>(4)</b> お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><b>(5)</b> お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><b>(6)</b> お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>(6)</b> お客様が、「証券取引約款」第 47 条（解約）に定める事由に該当した場合。</p> <p><b>(7)</b> 前号各号の他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合。</p> <p>(以下、省略)</p>   | <p><b>(7)</b> お客様が、「証券取引約款」第 47 条（解約）に定める事由に該当した場合。</p> <p><b>(8)</b> 前号各号の他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合。</p> <p>(以下、省略)</p> |
| <p>平成 31 年 2 月 1 日 改訂</p>  |  |
| <p>株式等振替決済口座管理約款</p>   | <p>株式等振替決済口座管理約款</p>   |
| <p>第 1 条～第 16 条 (省略)</p>   | <p>第 1 条～第 16 条 (省略)</p>   |
| <p><b>第 16 条の2</b> (権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引にかかる特約)</p>  | <p><u>(新設)</u></p>   |
| <p>1. <u>当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその全営業日をいいます。以下、本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下、本条において同じ。）の買付けに</u>関し、<u>当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡し</u>が</p> | <p><u>(新設)</u></p>   |

| 新  | 旧 |
|--|---|
| <p><u>行われないこと（以下、「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下、本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</u></p> <p>(1) <u>当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする</u>こと</p> <p>(2) <u>前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れ申込みを承諾しない場合があります。）および本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めにしたがい処理されること</u></p> <p>(3) <u>本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とする</u>こと</p> <p>(4) <u>当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出す</u>こと</p> <p>(5) <u>お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融</u></p> |   |

| 新   | 旧           |
|---|-------------|
| <p><u>株式会社に差し入れること</u></p> <p>(6) <u>権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</u></p> <p>(7) <u>第4号および第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること。</u></p> <p>2. <u>次の各号に掲げる事由がお客様または当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等にかかる返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しにかかる返済請求権とを相殺するものとします。</u></p> <p>(1) <u>破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき</u></p> | <p>(新設)</p> |

| 新   | 旧    |
|---|------|
| <p>(2) <u>解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき</u></p> <p>(3) <u>租税公課の滞納により差押えを受けたとき</u></p> <p>(4) <u>支払を停止したとき</u></p> <p>(5) <u>本特約上相手方に対して上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が發送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が發送されたとき</u></p> <p>(6) <u>手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録期間の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p>(7) <u>自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</u></p> <p>(8) <u>書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めたとき</u></p> |      |
| <p>3. <u>第1項および第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。</u></p>  | (新設) |
| <p>4. <u>お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</u></p>   | (新設) |
| <p>5. <u>お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項および第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し</u></p>  | (新設) |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><u>出ることができます。</u></p> <p><u>6. 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客様名および当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下、「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）</u></p> <p><u>7. 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</u></p> <p>第17条～第37条 （省略）</p> <p>第38条（解約等）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、株式等振替決済に係る契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新さ</p> | <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第17条～第37条 （省略）</p> <p>第38条（解約等）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、株式等振替決済に係る契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新さ</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>れないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><b><u>(4) (削除)</u></b></p> <p><b>(4)</b> 口座残高がなくなった後、相当期間が経過した場合</p> <p><b>(5)</b> お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p><b>(6)</b> お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p><b>(7)</b> お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続し難いと認めて、解約を申し出たとき</p> <p><b>(8)</b> お客様が、「証券取引約款」第47条に定める事由に該当したとき</p> <p><b>(9)</b> やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(以下、省略)</p> <p><b>平成 31 年 2 月 1 日 改訂</b></p> | <p>れないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><b><u>(4) お客様が第43条に定める本約款の変更に同意しないとき</u></b></p> <p><b>(5)</b> 口座残高がなくなった後、相当期間が経過した場合</p> <p><b>(6)</b> お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p><b>(7)</b> お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p><b>(8)</b> お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続し難いと認めて、解約を申し出たとき</p> <p><b>(9)</b> お客様が、「証券取引約款」第47条に定める事由に該当したとき</p> <p><b><u>(10)</u></b> やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(以下、省略)</p> |